

‘社会的距離の確保’ 3週間[~5月23日]

首都圏は2段階、非首都圏は1.5段階を維持

□ 主な内容：地域別・施設別、弾力的な適用

- * 4月30日基準で2段階の地域：釜山、蔚山、慶南(晋州市、泗川市、金海市)、慶北(慶山市の一部地域)
- (ソウル) 物流センター・ユールセンターなどを対象に、自己検査キットのモデル事業(週1回)を計画
 - ソウル・京畿・仁川・釜山などでは遊興施設での集まりは禁止
- (蔚山) 臨時選別診療所を3ヶ所 → 10ヶ所に拡充し、遊興施設は営業時間を(22時)制限

〈社会的距離の確保の措置を施行〉

区分	2段階	1.5段階
5人以上の私的な集まりは禁止 * 適用除外：①直系家族・両家の顔合わせ・乳幼児(8人), ②施設管理者を有するスポーツ営業施設及びトルランチ専門店	全国的に施行	全国的に施行
映画館、インターネットカフェ、娯楽室、塾 読書室、遊園地、理美容室、大型マート	運営時間の制限なし	運営時間の制限なし
飲食店・カフェ(飲食禁止), 室内体育施設、カラオケボックス 訪問販売 などのための直接販売広報館、パーティールーム 室内スタンディング公演場	運営時間の制限 (22時)	運営時間の制限なし * 訪問販売などのための 直接販売広報館(22時)
遊興施設6種 (遊興・団欒・感性居酒屋、コーテック(武道場を含む)ハンティング屋台、ホールゲームパブ)	集まりは禁止	運営時間の制限なし
イベントの人数制限	100人未満	防疫規則を順守し実施 * 500人を越えた場合、 地方自治体に申告・協議
宗教活動	正規礼拝など20%以内 * 集会・食事・宿泊の禁止	正規礼拝など30%以内 * 集会・食事・宿泊の禁止

□ 概要

- 安定した予防接種、医療対応の余力確保のため、6月まで一日平均 1,000人以内を目標で管理
- 感染拡大が適切に管理できる場合、7月から社会的距離の確保を改編して施行
- 75%以上予防接種を実施した療養病院・施設の従事者に対する検査周期の緩和

〈この翻訳はタヌリコールセンター1577-1366が担当しました。〉